

## 市長の出前トーク実施要綱

令和5年12月28日 市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、「市長の出前トーク」(以下「出前トーク」という。)を実施するために必要な事項について定める。

(目的)

第2条 出前トークは、団体、グループ等(以下「団体等」という。)からの申込に基づき、団体等が主催する会合等において、市長が直接市政に関する説明又は報告を行うことにより、市政に関する相互理解を深め、協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

(実施の要件)

第3条 出前トークの実施に当たり必要な要件は、次のとおりとする。

- (1) 実施日は、12月29日から翌年の1月3日までの日以外の日であること。
- (2) 実施時間は、午前9時から午後7時30分までの間の60分程度であること。
- (3) 実施場所は、富山市内であること。
- (4) 実施回数は、申込のあった一団体等につき各年度1回とすること。
- (5) 実施場所等の手配及び準備、参加者への広報並びに司会進行等は、団体等が行うこと。
- (6) 実施場所の使用料その他必要となる経費は、団体等が負担すること。
- (7) 出前トークのテーマは、市長が決定すること。
- (8) 会合等が次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 政治若しくは宗教又は営利に関わる活動を目的としている場合
  - イ 公の秩序及び善良な風紀を乱すおそれがある場合
  - ウ 市に対する陳情又は要望を目的とする場合
  - エ 10人以上の参加が見込めない場合
  - オ その他出前トークの目的に反する場合又はそのおそれがある場合
- (9) 団体等は、市長が別に定める留意事項を順守すること。

(申込者の要件)

第4条 出前トークの実施の申込ができる者は、次のとおりとする。ただし、当該年度において既に出前トークを実施した実績がない場合に限る。

(1) 本市の地域住民で構成される自治組織

(2) 前号に掲げるもののほか、同号の団体等に類する団体等。ただし、次に掲げる団体等を除く。

ア 政治的又は宗教的な活動を行うことを目的とする団体等

イ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する団体等

ウ 前2号に掲げるもののほか、市長が出前トークを実施することが適当でないとする団体等

(申込の方法)

第5条 出前トークの実施を希望する団体等は、実施を希望する日の3箇月前から1箇月前までの間に、市長の出前トーク実施申込書(様式第1号)に団体等の規約その他市長が必要と認める書類を添えて、広報課へ提出しなければならない。

(実施の可否)

第6条 市長は、前条の規定による申込があったときは、出前トークの実施の可否を決定し、申込者に対し、市長の出前トーク実施通知書(様式第2号)又は市長の出前トーク不実施通知書(様式第3号)により、その旨を通知する。

(実施の取消等)

第7条 次のいずれかに該当するときは、市長は、出前トークの実施決定を変更し、若しくは取り消し、又は出前トークの実施を中止することができる。

(1) 団体等が、この要綱に違反したとき。

(2) 申込の内容が、事実と反していたとき。

(3) 緊急にやむを得ない事態が発生したとき。

(4) その他市長が必要と認めたとき。

(実績の公表)

第8条 実施の実績(日時、場所、参加者数及び団体等の名称等)については、必要に応じて公表する。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。